

あきた企業立地促進助成事業及び はばたく中小企業投資促進事業について

～県内への工場立地や拠点拡大のための設備投資を支援～



◆あきた企業立地促進助成事業補助金

①設備投資支援型

対象分野	対象事業 ※資本金(出資額)1千万円以上。(ただし県の誘致認定を受けた企業は除く)
製造業	日本標準産業分類表に掲げる大分類項目Eの製造業など(秋田県エネルギー・資源振興課が別に定める「環境・エネルギー型、資源素材型企业」を含む)を事業とする企業
情報通信関連型	コールセンター(インバウンド業務)、データセンター、マネジメント・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業などを事業とする企業
研究開発型	製造業を営む企業が行う物品の製造、又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の事業であって、研究開発専門の部門を設置し、専従研究員を雇用して事業を行う企業

補助の要件	設備投資に対する補助	人材育成に対する補助	交付限度額
投資額： 3億円以上 (土地代除く) ○対象経費(固定資産台帳に登載する資産) ・工場や社屋 ・設備や工具 ・省エネ設備 ・設備に付随するソフトウェア ・併設する福利厚生施設(寮や企業内保育所) ・除雪車(新規に立地する場合) など	基本補助率 10% 加算要件は下表参照 (投資額100億円までの金額) 投資額が100億円を超えた金額については[10%]となります。	重点分野事業の 人材育成に要する経費の1/2 限度額25万円/人 ○交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	5億円 (既存立地企業の場合 3億円 要件に応じた加算あり)

雇用：**新規(増加)常用雇用者数 10人以上**
 (研究開発型企业、併せて
 本社機能等の移転を行う企業 **5人以上**)
 国の賃上げ促進税制の適用を
 受ける場合は雇用人数の緩和があります
 ・中小企業 賃上げ1.5%以上 10人→8人以上
 2.5%以上 →6人以上
 ・大企業 賃上げ3.0%以上 10人→8人以上

加算要件			
製造業			
地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた業種	資源素材エネルギー分野	新規常用雇用者50人以上	研究開発型企业
+5%	+5%	+5%	+5%

新規常用雇用者のうち35歳未満の女性が5割以上



◆はばたく中小企業投資促進事業補助金

対象分野	対象事業
「あきた企業立地促進助成事業補助金」 ①設備投資支援型 と同様	「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様
流通関連型	道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、卸売業等（県を越えた広域物流ネットワークを構築する事業であること）

補助の要件	設備投資に対する補助	人材育成に対する補助	交付限度額
投資額： 1億円以上3億円未満 （土地代除く） ただし、環境・エネルギー型（電気業、ガス業及び熱供給事業等を行う企業を除く）企業の場合、3,000万円以上3億円未満 雇用： 新規(増加)常用雇用者数 5人以上 ・従業員数100人以下の環境・エネルギー型企业 ・併せて本社機能等の移転を行う企業 2人以上 国の賃上げ促進税制の適用を受ける場合は雇用人数の緩和があります 賃上げ1.5%以上 5人→4人以上 賃上げ2.5%以上 5人→3人以上 （※みなし大企業の場合は、賃上げ3%以上 5人→4人以上）	基本補助率 10% 加算要件は 下表参照	重点分野事業の 人材育成に要する経費の1/2 限度額25万円/人 交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円	3,000万円

加算要件					
製造業					
地域未来投資 促進法に基づく 基本計画に定めた 業種	資源素材 エネルギー分 野	新規常用 雇用者 30人以上	生産工程等において 第4次産業革命分野 (IoT・AI・ロボット等) を活用	研究開発型 企業	新規常用雇用者の うち35歳未満の 女性が5割以上
+5%			+5%	+5%	+5%



◆あきた企業立地促進助成事業補助金

②事業集約支援型

対象分野		対象事業	
県内への事業集約		製造業及び製造関連サービス業	
補助の要件		設備投資に対する補助	交付限度額
県内に工場等を有する企業が、県外で実施している事業を、県内に集約する事業 経費： 1,000万円以上 （事業集約に伴う経費） 雇用：新規(増加)常用雇用者数 2人以上		補助率 20%	2,000万円
補助対象経費			
建物・付属設備の改修 又は改築経費	生産設備の新規取得費 (更新を除く)	生産設備の輸送費 ・設置費・調整費	一般設備の取得費 ・輸送費・設置費

◆本社機能等移転促進事業補助金

対象企業	補助の要件	補助内容	
県内に本社機能等に移転し、 本店登記する企業 （本店登記については、登記を 行わない場合でも内容により認 められる場合があります。）	新規または移転による増加常用雇用者 数 2人以上 （役員を含む） ※本社機能等・・・全社的な事業活動を 統括する管理業務部門、調査・企画部 門、情報処理部門、研究開発部門、国 際事業部門及び研究所、研修所	対象経費	建物及び付属設備、生産設備、一般設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費、移転に要する事務経費
		補助率	40% ※新規常用雇用者の給与が首都圏と同等の場合 50%
		補助上限	4,000万円

◎本社機能等移転に併せて設備投資を行う場合の助成制度

補助金名称	雇用要件の緩和		補助率の 特別加算
	通常申請	併用申請	
あきた企業立地促進助成事業補助金（設備投資支援型）	10人以上	5人以上	+5%
はばたく中小企業投資促進事業補助金	5人以上	2人以上	

